た後の取得価額として総務大臣が調査した額

C　次の算式により算定した額

算式

{c1 ／ 0.5 ＋ (c2 ＋ c3) × 0.02} × 0.25 ＋ {c4 ／ 0.5 ＋ (c5 ＋ c6) × 0.03} ／ 0.03 × 0.01 ＋ {c7 ／ 0.25 ＋ (c8 ＋ c9) × 0.02} × 0.5 ＋ {c10 ／ 0.25 ＋ (c11 ＋ c12) × 0.03} ／ 0.03 × 0.02 ＋ {c13 ／ 0.5 ＋ (c14 ＋ c15) × 0.02} × 0.25 ＋ {c16 ／ 0.5 ＋ (c17 ＋ c18) × 0.03} ／ 0.03 × 0.01 ＋ {c19 ／ 0.25 ＋ (c20 ＋ c21) × 0.02} × 0.5 ＋ {c22 ／ 0.25 ＋ (c23 ＋ c24) × 0.03} ／ 0.03 × 0.02 ＋ c25 × 0.5 ＋ c26 ／ 0.5 ／ 0.03 × 0.01 ＋ c27 × 2 ＋ c28 ／ 0.25 ／ 0.03 × 0.02 ＋ c29 × 0.5 ＋ c30 ／ 0.5 ／ 0.03 × 0.01 ＋ c31 × 2 ＋ c32 ／ 0.25 ／ 0.03 × 0.02

(c2 ＋ c3) × 0.02、{c1 ／ 0.5 ＋ (c2 ＋ c3) × 0.02} × 0.25、(c5 ＋ c6) × 0.03、{c4 ／ 0.5 ＋ (c5 ＋ c6) × 0.03} ／ 0.03 × 0.01、(c8 ＋ c9) × 0.02、{c7 ／ 0.25 ＋ (c8 ＋ c9) × 0.02} × 0.5、(c11 ＋ c12) × 0.03、{c10 ／ 0.25 ＋ (c11 ＋ c12) × 0.03} ／ 0.03 × 0.02、(c14 ＋ c15) × 0.02、{c13 ／ 0.5 ＋ (c14 ＋ c15) × 0.02} × 0.25、(c17 ＋ c18) × 0.03、{c16 ／ 0.50 ＋ (c17 ＋ c18) × 0.02} ／ 0.03 × 0.01、(c20 ＋ c21) × 0.02、{c19 ／ 0.25 ＋ (c20 ＋ c21) × 0.02} × 0.5、(c23 ＋ c24) × 0.03、{c22 ／ 0.25 ＋ (c23 ＋ c24) × 0.03} ／ 0.03 × 0.02、c25 × 0.5、c26 ／ 0.5 ／ 0.03 × 0.01、c28 ／ 0.25 ／ 0.03 × 0.02、c29 × 0.5、c30 ／ 0.5 ／ 0.03 × 0.01 及び c32 ／ 0.25 ／ 0.03 × 0.02 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c1　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 2 第 5 項第 1 号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c2　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

c3　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

c4　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 2 第 5 項第 1 号イに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

c5　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の